

保育園における医療行為と与薬について

令和7年3月 山口保育園

医療行為について

保育施設では、原則、医療行為を行うことはできません。このことは、法律（医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師法第31条）に基づいており、違反することはできません。医療行為でないとみなされているのは下記の1～3の行為です。

1. 体温を計測すること
2. 自動血圧測定器により血圧を測定すること
3. 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む）

与薬について

※「与薬」＝薬を与えること

通院先の病院から、保育時間内の与薬や薬の塗布を診断された場合には、必ず、お子さまが保育園に通園しており、原則、園で医療行為を行うことはできない旨お伝えください。薬の服薬量や時間を調整してくださる場合があります（例：朝・夕2回の処方など）。可能な限り家庭内での与薬となるように医師に相談してみましよう。

やむを得ず、保育時間内の与薬が必要と医師が判断した場合に限り、保育士等が与薬を行わせていただきます。ただし、土曜保育の与薬については、お受けできません。

与薬ができる薬

- ・ 喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、けいれん疾患等、慢性期の薬
- ・ おむつかぶれの薬

上記で、医師が処方し調剤したもの、またはその医師の処方により薬局で調剤したもの

※ 食物アレルギーの薬については、個別相談のうえ、別書類にてお預かります。

与薬ができない薬

- ・ 与薬依頼書や薬剤情報提供書が提出されていない
- ・ 保護者の個人的な判断で持参した薬及びスキンケア用品
(市販薬、以前に処方された薬など)
- ・ かぜ（咳、鼻水・鼻づまりなど）、下痢、解熱剤などの急性の病気の薬
- ・ 点眼薬、点鼻薬、点耳薬などの誤飲につながりやすい薬
- ・ いままで与薬をしたことがない薬
- ・ 「熱がでたら…」、「咳がでたら…」のように、保育士等がその都度、症状の有無や軽重を判断して与えなければならない薬

与薬の申し込みについて

1. 保護者は、「与薬依頼書」に必要事項を記載し、薬剤情報提供書（お薬の説明書）を添えて提出する。 ※ 病状に応じて、医師の診断書を提出していただくこともあります。
2. 薬の変更（種類、用法・用量）があった場合、そのつど「与薬依頼書」を提出する。

▲「与薬依頼書」は園児用玄関またはホームページ内“ダウンロード”より用紙を取得してください。

与薬についての約束事項

- ・ 薬は1回ずつに分けて、袋や容器にお子さまのお名前、日付、与薬時間を記載し、当日分のみを持参しましょう。
- ・ 散薬（粉薬）は処方時の袋のままで、水薬（シロップ）は、毎回、清潔な容器に1回分を準備しましょう。

お願い

保育施設は、健康なお子さまをお預かりする集団生活の場です。かぜ等の急性疾患で薬を必要とする健康状態のときは、家庭でしっかり静養していただくか、病児保育を利用していただくことが、お子さまの早い回復につながります。ご理解・ご協力をお願いいたします。